

# 認知症施策推進大綱の進捗状況について(概要)

---

令和8年1月8日

# 【認知症施策推進大綱】主なKPI／目標

※各数値はR7.6月末までに把握したものであり、<>内は大綱策定時の実施状況

## 1. 普及啓発・本人発信支援

### (1) 認知症に関する理解促進

KPI/目標	所管	R7.6月末時点の実施状況(※)	R7.7月以降の取組内容
企業・職域型の認知症サポートー養成数 400万人 (認知症サポートー養成数 1500万人)	厚生労働省	<p>【企業・職域型】 約328万人(R7.6)、約316万人(R6.6)&lt;約234万人(H31.3)&gt;</p> <p>【認知症サポートー】 約1,635万人(R7.6)、約1,549万人(R6.6)&lt;約1,144万人(H31.3)&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、認知症サポートーの養成を進め、特に企業・職域型の認知症サポートーの養成に努める。また、認知症サポートーの養成を切れ目なく進めていくために、オンライン講座の活用を促し、受講機会拡大を図る取組を実施していく。</li> </ul>
世界アルツハイマーデー及び月間における普及・啓発イベント等の開催	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県や市町村等へ認知症月間中の認知症に関する普及啓発イベントの実施を依頼。(47都道府県6,678イベント(R6)、47都道府県5,571イベント(R5))</li> <li>認知症月間の最終日に合わせ、令和6年9月30日19~21時に全国9か所の施設をオレンジにライトアップし、その様子をオンラインで配信した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度においても、都道府県や市町村等へ認知症月間中の認知症に関する普及啓発イベントの実施を依頼。</li> <li>認知症の日及び認知症月間の普及啓発を目的としたポスターーやリーフレットを作成し、それを厚労省HPに公開、ダウンロードして活用できるようにした。</li> </ul>

### (2) 相談先の周知

市町村における「認知症ケアパス」作成率 100%	厚生労働省	<p>【市町村における「認知症ケアパス」作成率】 95.5%:1,662市町村(R6)、95.1%:1,656市町村(R5) &lt;79.4%:1,382市町村(H30)&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、認知症ケアパスの作成において主導的な役割を担う認知症地域支援推進員の市町村への配置について、地域支援事業により支援を行う。</li> </ul>
各市町村で構築される権利擁護支援の地域ネットワークにおける、法テラスの法的支援制度の円滑利用	法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関を集めた協議会の開催や、個別の業務説明等を通じて、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助制度を周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、民事法律扶助制度の周知を行う。</li> </ul>

### (3) 認知症の人本人からの発信支援

認知症本人大使（希望宣言大使（仮称））の創設	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年6月現在、7名が認知症本人大使「希望大使」として活動。</li> <li>令和7年6月に実施した大阪万博で展示した動画に出演いただいたり、会場で来場者と交流を深めてもらうなど、国が行う認知症の普及啓発活動に参加・協力していただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、国が行う認知症啓発事業等に協力いただく予定。</li> </ul>
全都道府県において キャラバン・メイト大使（仮称）の設置	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年6月現在、地域版希望大使は26都道府県で91名が任命されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、ホームページやSNSにおいて、地域版希望大使に関する周知を行う。</li> <li>3か月ごとに都道府県に対し、任命状況の照会を行う予定。</li> </ul>

# 【認知症施策推進大綱】主なKPI／目標

## 2. 予防

### (1) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

KPI/目標	所管	R7.6月末時点の実施状況	R7.7月以降の取組内容
介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める	厚生労働省	<p>【通いの場への参加率】<u>6.7%(R5)</u>、<u>6.2%(R4)</u> &lt;5.7%(H30)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通いの場の活動の推進を図るため、好事例の横展開や通いの場アプリを活用した情報発信、広報等を実施した。</li> <li>・介護保険保険者努力支援交付金により介護予防・健康づくり等に資する取組を評価した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、好事例の横展開を実施する。また、通いの場の普及展開を図るためのマニュアルについて、自治体に周知し、活用を促していく。</li> <li>・介護保険保険者努力支援交付金により介護予防・健康づくり等に資する取組を評価する。</li> </ul>
成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%に向上させる（2026年度末）	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人の週1日以上のスポーツ実施率 <u>52.5%(R7.3)</u> &lt;53.6%(H31.2)&gt;</li> <li>・スポーツ参画人口拡大に向けた取組モデルの創出や優れた取組の表彰等を実施。</li> <li>・介護予防をはじめ、医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化が促進されるよう、スポーツを通じた健康増進に資する取組を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「第3期スポーツ基本計画」に基づき、スポーツ実施率の向上に向け、地方公共団体・民間企業等の取組への支援や、スポーツが持つ健康増進等の価値についての普及啓発等を実施する。</li> </ul>

## 3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

### (1) 早期発見・早期対応、医療体制の整備

KPI/目標	所管	R7.6月末時点の実施状況	R7.7月以降の取組内容
初期集中支援チームにおける訪問実人数 全国で年間40,000件 医療・介護サービスにつながった者の割合 65%	厚生労働省	<p>【訪問実人数】<u>14,581人(R6)</u>、<u>15,133人(R5)</u> &lt;17,972人(H30)&gt;</p> <p>【医療・介護サービスにつながった者の割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療につながった者：<u>82.5%(R6)</u>、<u>86.6%(R5)</u></li> <li>介護につながった者：<u>60.6%(R6)</u>、<u>65.4%(R5)</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度老人保健健康増進等事業「共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策のあり方に関する調査研究事業」において自治体向け手引きを作成し、周知。</li> <li>・令和7年度老人保健健康増進等事業「認知症施策推進基本計画に基づく認知症施策の推進のあり方に関する調査研究事業」において、初期集中支援チームの活動を含めた、認知症施策のあり方の検討を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体向け手引きの周知活用を促していくとともに、令和7年度老人保健健康増進等事業「認知症施策推進基本計画に基づく認知症施策の推進のあり方に関する調査研究事業」において、初期集中支援チームの活動を含めた、施策のあり方を引き続き検討する。</li> </ul>
認知症疾患医療センターの設置数 全国で500カ所、 二次医療圏ごとに 1カ所以上	厚生労働省	<p>【認知症疾患医療センター設置数】<u>514カ所(R7.11)</u> &lt;449カ所(R1.4)&gt;</p> <p>【二次医療圏】</p> <p><u>317カ所: 96.1%(R7.11)</u> &lt;<u>301カ所: 89.9%(R1.4)</u>&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度老人保健健康増進等事業「共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策のあり方に関する調査研究事業」において、認知症疾患医療センターを中心とした地域の医療体制について検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度老人保健健康増進等事業「認知症施策推進基本計画に基づく認知症施策の推進のあり方に関する調査研究事業」において、認知症疾患医療センターの機能のあり方等について引き続き検討する。</li> </ul>

# 【認知症施策推進大綱】主なKPI／目標

## 3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

### (2) 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

KPI/目標	所管	R7.6月末時点の実施状況	R7.7月以降の取組内容
医療従事者に対する認知症対応力向上研修受講者数 ①かかりつけ医 9万人 ②認知症サポート医 1.6万人 ③歯科医師 4万人 ④薬剤師 6万人 ⑤医療従事者 30万人 ⑥看護師等(病院勤務)4万人 看護師等(診療所、訪問看護等)実態把握の上検討	厚生労働省	<p>①<b>85,216人(R6)</b>、80,828人(R5)&lt;63,020人(H30)&gt;</p> <p>②<b>15,237人(R6)</b>、14,308人(R5)&lt;9,878人(H30)&gt;</p> <p>③<b>31,943人(R6)</b>、28,554人(R5)&lt;12,465人(H30)&gt;</p> <p>④<b>61,709人(R6)</b>、55,119人(R5)&lt;24,226人(H30)&gt;</p> <p>⑤<b>230,254人(R6)</b>、216,045人(R5)&lt;147,456人(H30)&gt;</p> <p>⑥<b>38,485人(R6)</b>、34,326人(R5)&lt;14,953人(H30)&gt;</p> <p>・令和5年度老人保健健康増進等事業「かかりつけ医等の認知症対応力向上研修カリキュラムに関する調査研究」において、医療系研修全般の改訂を行い、認知症基本法や抗アミロイドβ抗体薬等に関する情報を追加。</p>	<p>・令和7年度老人保健健康増進等事業「認知症施策推進基本計画に基づく認知症施策の推進のあり方に関する調査研究事業」において、今後の研修カリキュラムの改定時期等について引き続き検討する</p>

### (3) 介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

介護従事者に対する認知症対応力向上研修受講者数 ①認知症介護指導者養成研修 2.8千人 ②認知症介護実践リーダー研修 5万人 ③認知症介護実践者研修 32万人 ④認知症介護基礎研修 介護に関わるすべての者が受講	厚生労働省	<p>①<b>2,905人(R6)</b>、2,777人(R5)&lt;2,469人(H30)&gt;</p> <p>②<b>58,611人(R6)</b>、54,600人(R5)&lt;43,762人(H30)&gt;</p> <p>③<b>357,305人(R6)</b>、343,182人(R5)&lt;283,299人(H30)&gt;</p> <p>④<b>290,922人(R6)</b>、228,000人(R5)&lt;－&gt;</p> <p>・令和6年度老人保健健康増進等事業「認知症介護実践者等研修の研修内容に関する調査研究事業」において、研修の質を担保しつつ、研修時間数も含めた研修のスリム化やオンライン化等を検討。</p>	<p>・令和7年度中に改訂した研修カリキュラムを自治体に通知予定。</p> <p>・令和7年度老人保健健康増進等事業「認知症介護実践者等研修の研修内容に関する調査研究事業」において、引き続き、受講環境の向上のための検討を行う。</p>
---	-------	---	---

### (4) 医療・介護の手法の普及・開発

認知症対応プログラムの開発	厚生労働省	<p>・令和6年度報酬改定において新設した「認知症チームケア推進加算」の更なる検討のために、令和6年度老人保健健康増進等事業「BPSDの予防・軽減を目的としたチームケア推進に関する調査研究」を実施。</p> <p>・令和5年度に作成した「簡易式生活・認知機能尺度」の利用促進に向け、令和6年度老人保健健康増進等事業「認知症の評価尺度の利用促進に関する調査研究事業」を実施。</p>	<p>・引き続き、令和7年度老人保健健康増進等事業「BPSDの予防・軽減を目的としたチームケア推進に関する調査研究」を通じて、認知症チームケアの推進に向けた検討を行う。</p>
---------------	-------	--	--

### (5) 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

認知症カフェを全市町村に普及	厚生労働省	<p>【認知症カフェ】 <b>91.8%:1,599市町村(R6)</b>、91.5%:1,593市町村(R5) &lt;81.1%:1,412市町村(H30)&gt;</p> <p>令和6年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市町村版)に認知症カフェの設置運営に関する項目を設け、取組実施を促進。</p>	<p>・引き続き、地域支援事業の認知症総合支援事業(認知症地域支援・ケア向上事業)によって、認知症カフェの開設による認知症の人の家族に対する支援事業を担う認知症地域支援推進員の市町村への配置を支援する。</p> <p>・令和7年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市町村版)においても認知症カフェの設置運営に関する項目を設け、取組実施を促す。</p>
----------------	-------	---	---

# 【認知症施策推進大綱】主なKPI／目標

## 4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

### (1) 「認知症バリアフリー」の推進

KPI/目標	所管	R7.6月末時点の実施状況	R7.7月以降の取組内容
バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標の達成	国土交通省	令和3年度から令和7年度末までを目標期間とする第3次バリアフリー整備目標に基づき、都市部のみならず地方部を含めたハード面のバリアフリー化整備・移動等円滑化促進方針・基本構想の作成促進、「心のバリアフリー」の取組を中心としたソフト対策の充実など、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化の取組を着実に推進している。	引き続き、現行のバリアフリー整備目標達成に向けて、都市部のみならず地方部を含めたハード面のバリアフリー化整備・移動等円滑化促進方針・基本構想の作成促進、「心のバリアフリー」の取組を中心としたソフト対策の充実などを通じて、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進していく。
居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 50% (2030年度末)	国土交通省	【居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率】 <u>35%(R6年度末)</u>	引き続き、地方公共団体や関係団体等と連携した制度の周知や、予算措置等により、市区町村自らの居住支援協議会の設立促進を図っていく。
全市町村で、本人・家族のニーズと認知症センターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備	厚生労働省	・【チームオレンジ設置】 <u>47都道府県で843市町村、3,443チーム(R6)</u> 〈47都道府県で593市町村、1,895チーム(R5)〉 ・チームオレンジコーディネーターを養成するオレンジ・チューター研修をオンライン等で開催。 ・令和6年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標(市町村版)にチームオレンジに関する項目を設け、取組実施を促進。	・地域支援事業の認知症総合支援事業(認知症サポート活動促進・地域づくり推進事業)による、チームオレンジの整備・運営を支援するチームオレンジコーディネーターの市町村への配置の支援を継続する。 ・オレンジ・チューターなどのチームオレンジに関わる人材育成に関する研修の開催への支援を継続する。 ・市町村の取組状況を調査・把握し、都道府県へ共有。 ・全国課長会議等を通じて、チームオレンジの取組状況について、上記の内容を周知する。 ・令和7年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標(市町村版)においてもチームオレンジに関する項目を設け、取組実施を促す。
成年後見制度の利用促進について (2024年度末) ①中核機関（権利擁護支援センター等を除く）を整備した市町村数 全1741市町村 ②リーフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市町村数 全1741市町村 ③リーフレット等による任意後見制度の周知を行っている市町村数 全1741市町村 等	厚生労働省	① <u>1,187市区町村(R6.4)</u> ② <u>1,658市区町村(R6.4)</u> ③ <u>1,188市区町村(R6.4)</u>	・令和7年3月に取りまとめられた「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」に基づき、関係省庁とも連携の上、地域共生社会の実現に向けて、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実等の成年後見制度利用促進の取組を推進する。 ・特に小規模市町村における中核機関の整備が進んでいない状況に鑑み、中核機関が未整備の地域における都道府県の協議会の活用促進や、小規模市町村における中核機関整備の好事例の発信等に取り組む。 ・中核機関整備済み自治体であってもその支援機能にばらつきがみられることから、中核機関における受任調整や苦情対応等に関する取組の実態を調査し、課題の整理・分析を行うとともに、更なる権利擁護支援チームの体制づくりの推進に向けた対応策等について検討を行う。

# 【認知症施策推進大綱】主なKPI／目標

## 4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

### (1) 「認知症バリアフリー」の推進

KPI/目標	所管	R7.6月末時点の実施状況	R7.7月以降の取組内容
消費者被害に関する注意喚起の継続的な実施	消費者庁 警察庁 金融庁	<p>【消費者庁】高齢者に多い消費者トラブルに関し、家族等周囲に呼び掛ける注意喚起を継続的に実施。</p> <p>【警察庁】・ウェブサイトの活用や、政府広報室と連携したテレビCMやインターネットバナー広告等により、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止に向け、効果的な広報啓発を実施。</p> <p>・幅広い世代に対し高い発信力を有する著名な方々により結成されたプロジェクトチーム(SOS47)と各種広報啓発行事を実施するとともに、自治体及び防犯ボランティア等の関係機関・団体等と連携し、被害の発生状況等に応じた効果的な啓発を実施。</p> <p>【金融庁】・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況を公表。</p> <p>・預金口座の不正利用に係る情報提供件数等を公表。</p> <p>・業界団体に対して、警察庁と連名で、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の強化を要請。</p> <p>・金融庁との連携のもと、日本資金決済業協会において、資金移動サービスの不正利用被害の発生状況等について公表。</p> <p>・各財務(支)局と連携し、詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起等を実施。</p>	<p>【消費者庁】今後も引き続き、関係機関と連携し、消費者トラブルを防止するための注意喚起を実施。</p> <p>【警察庁】・引き続き、ウェブサイトの活用や、政府広報室と連携したテレビCMやインターネットバナー広告等により、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止に向け、効果的な広報啓発を実施していく。</p> <p>・引き続き、幅広い世代に対し高い発信力を有する著名な方々により結成されたプロジェクトチーム(SOS47)と各種広報啓発行事を実施するとともに、自治体及び防犯ボランティア等の関係機関・団体等と連携し、被害の発生状況等に応じた効果的な啓発を実施していく。</p> <p>【金融庁】</p> <p>特殊詐欺や投資・ロマンス詐欺、不正アクセスなど金融サービスを不正に利用した犯罪被害が引き続き高止まりしていることから、こうした金融犯罪の被害防止に向けた取組みを推進する。</p>
本人の意見を踏まえた商品・サービスの登録件数（本人の意見を踏まえ開発された商品・サービスの登録制度に関する検討結果を踏まえて設定）	厚生労働省 経済産業省	<p>【厚生労働省】経済産業省が事務局となっている認知症イノベーションアライアンスワーキンググループに参画したほか、厚生労働省が事務局となる認知症バリアフリーワーキンググループにおいても、業種別の「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」の作成に当たって、企業と本人の対話の機会を設けるなど、本人及び家族の意見の反映を行っている。</p> <p>【経済産業省】これまでに引き続き、「当事者参画型開発」の公募採択企業の支援及び、実践企業、参画当事者の拡大に向けた検討を「オレンジイノベーション・プロジェクト」として実施している。2024年度は46社、2025年度は58社が本プロジェクトに参画した。また、本プロジェクトに関する表彰制度「オレンジイノベーション・アワード」を開催。2024年度は35件の応募があり、最優秀賞1社、優秀賞2社、特別賞1社を選出した。</p>	<p>【厚生労働省】引き続き、認知症イノベーションアライアンスワーキンググループに参画し、必要な協力方策を検討していく。</p> <p>また、業種別の「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」の作成に当たっては、引き続き企業と本人の対話の機会を設けるなど、本人及び家族の意見を手引きの内容に反映していく。</p> <p>【経済産業省】引き続き、「オレンジイノベーション・プロジェクト(当事者参画型開発)」の公募採択企業の支援及び、実践企業、参画当事者の拡大に向け、認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて検討を行う。また、今年度も表彰制度「オレンジイノベーション・アワード」の開催を予定している。</p>

### (2) 若年性認知症の人への支援

KPI/目標	所管	R7.6月末時点の実施状況	R7.7月以降の取組内容
全若年性認知症支援コーディネーターが初任者研修・フォローアップ研修を受講	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、初任者研修・フォローアップ研修の受講を周知。</li> <li>令和7年11月現在の受講状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>○初任者研修: 154人/167人 (92.2%)</li> <li>○フォローアップ研修: 118人/158人 (74.7%)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(若年性認知症施策総合推進事業)による、若年性認知症支援コーディネーターの設置に係る費用の支援を継続する。</li> <li>全国課長会議等で、初任者研修・フォローアップ研修の受講について周知を行う。</li> </ul>

# 【認知症施策推進大綱】主なKPI／目標

## 5. 研究開発・産業促進・国際展開

(1) 認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究、(2) 研究基盤の構築、(3) 産業促進・国際展開

KPI/目標	所管	R7.6月末時点の実施状況	R7.7月以降の取組内容
認知症のバイオマーカーの開発・確立 POC取得5件以上	文部科学省 厚生労働省	<p>【文部科学省】・POCを確立したタウ病変を可視化するPET技術に関して、診断薬の臨床試験を進めるとともに、この技術を活用し中高齢発症の気分障害とタウ病変との連関を実証。</p> <p>・認知症の責任神経回路の解明に向けた研究や診断・層別化のためのバイオマーカーの開発を推進。</p> <p>【厚生労働省】・アルツハイマー病(AD)の新しい治療薬の実臨床データの収集と整理とともにADのバイオマーカー血漿中p-tau217/A<math>\beta</math>等のPOCの確立した新たなバイオマーカーの研究開発を推進。</p>	<p>【文部科学省】・引き続き、認知症の責任神経回路の解明に向けた研究やバイオマーカーの開発を推進する。</p> <p>【厚生労働省】・ADおよび非AD認知症において、客観的で簡便であるバイオマーカーの開発を目指し、早期診断法・治療効果測定法に資するバイオマーカー探索を行う。</p>
認知機能低下抑制のための技術・サービス・機器等の評価指標の確立	経済産業省	<p>・認知症等対策官民イノベーション実証基盤整備事業における、多因子介入(運動指導・栄養指導・認知機能訓練)による研究効果検証過程で示唆された継続率という課題に対して、予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業(エビデンス構築促進事業)で、高い継続率を維持する介入を行う研究を採択し、支援を実施</p> <p>・加えて、事業者が製品・サービスを開発する際の研究デザインや研究結果の謳い方に関する、アカデミアの考え方を示した「認知症予防に関する民間サービスの開発・展開にあたっての提言」や、非薬物的介入手法に関する既存エビデンスの構築状況を整理し、そのエビデンスに対する評価をとりまとめた「指針」に関する周知を継続。</p>	<p>・引き続き、「予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業(エビデンス構築促進事業)」における研究を支援。また、本研究は令和7年度末に研究期間が満了するため、得られた成果の社会実装等について検討。</p> <p>・加えて、「認知症予防に関する民間サービスの開発・展開にあたっての提言」や、非薬物的介入手法に関する既存エビデンスの構築状況を整理し、そのエビデンスに対する評価をとりまとめた「指針」に関する周知を引き続き行いつつ、認知症にまつわる社会環境や新たに構築された認知症予防に資する介入手法に関するエビデンス等を基に、上記提言や指針の更新・改定を検討していく。</p>
日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始	厚生労働省	<p>・レカネマブの被投与者数が収載時の予測と同程度で推移するなか社会実装にむけた課題の整理を行った。</p>	<p>・当該薬の社会実装にむけた課題に対する必要な対応策を引き続き検討していく。</p>
認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化	文部科学省 厚生労働省	<p>【文部科学省】・構築済みの10,000人超の脳画像データベースの参加者を対象に追跡調査を継続し、R1年から2回目の経時的撮像データを取得を開始し、累計7400人の調査が完了しており、この内、R6.4月からは3回目の経時的データ所得を開始している。アカデミアとの共同研究を推進し、疾患関連遺伝子と脳MRI画像及び心理・認知機能検査情報、ゲノム・オミックス情報との網羅的解析を実施。</p> <p>【厚生労働省】・認知症発症前の者(健常、軽度認知障害)、一部認知症患者を対象とした住民コホートにおいて、発症に関連する危険因子、予防因子の分析等を実施。</p>	<p>【文部科学省】・追跡調査を継続し、年度末までに3回目撮影約4,000人の経時データを取得するとともに、各種共同研究をはじめとするデータ解析等を進める。</p> <p>【厚生労働省】・引き続き研究を支援・推進していく。</p>
薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築	厚生労働省	<p>・アルツハイマー病の新しい治療薬の被投与者の追跡とあわせて、新たな治験に参加できる新たなプラットフォーム構築研究を整備。</p> <p>・国際連携を見据えた遺伝性認知症のコホートの構築を推進。</p>	<p>・引き続き認知症研究の基盤として、認知症レジストリ・コホートと標準化等を推進する技術部門を含むプラットフォーム構築を推進する。</p> <p>・引き続き、国際連携を見据えた遺伝性認知症のコホートの構築を推進する。</p>

# 認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)

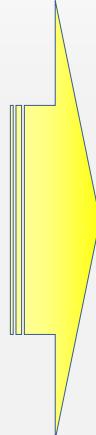
## 【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になつても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「**共生**」と「**予防**」※を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があつてもなくても同じ社会でともに生きるという意味  
 ※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になつても進行を緩やかにする」という意味

## コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、**住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会**を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す**。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。



## 具体的な施策の5つの柱

### ① 普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職域での認知症センター養成の推進
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

### ② 予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ・エビデンスの収集・普及 等

### ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

### ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・認知症になつても利用しやすい生活環境づくり
- ・社会参加活動等の推進 等

### ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

- ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点の重視